

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 水産課

法令名	漁港漁場整備法			法令番号	昭和25年法律第137号		
手続名	漁港施設の原状回復命令			根拠条項	第37条第2項		
処分基準	<p>第37条第2項の規定による命令については、当該処分の名宛人が道場第1項に規定に違反した場合において、違法性の程度、当該施設自体の影響、漁港機能の全般に与える影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関 水産課	交付機関 水産課	目次 No.		